

議案第 4 1 号

飯能市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）

飯能市固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 6 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 4 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>6～8 省略</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>4</u> 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>6～8 省略</p>